

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

ශ්‍රී ලංකා ලේඛන ශිල්පීන්ගේ සංගමය

Issue 485・2016/04/26～2016/05/03

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于深化海关特殊监管区域及保税物流中心(B型)区域通关一体化改革的公告..... 2
- 关于修改《道路货物运输及站场管理规定》的决定
关于修改《道路危险货物运输管理规定》的决定..... 3
- 关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知..... 3
- 关于印发全面推开营改增试点后调整中央与地方增值税收入划分过渡方案的通知..... 4
- 关于营改增后契税、房产税、土地增值税、个人所得税计税依据问题的通知

关于进一步明确全面推开营改增试点金融业有关政策的通知

关于进一步明确全面推开营改增试点有关劳务派遣服务、收费公路通行费抵扣等政策的通知..... 4
- 本市大力发展电子商务加快培育经济新动力实施方案(上海)..... 4

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 税関特別監督管理区域及び保税物流センター(B 型)が区域通関一体化改革を推進することについての公告..... 2
- 「道路貨物輸送及びターミナル管理規定」を改正することについての決定
「道路危険貨物輸送管理規定」を改正することについての決定..... 3
- 全国範囲でクロスボーダー融資マクロブルーデンス管理を実施することについての通知..... 3
- 営業税の増値税一本化の施行を全国範囲で進めた後に中央と地方の増値税収入割当調整の移行的方案を印刷配布することについての通知.. 4
- 営業税の増値税一本化後の不動産取得税、不動産税、土地増値税、個人所得税の税金計算根拠に関する通知
営業税の増値税一本化試行を全面的に推進するうえでの金融業の係る政策を更に明確にすることについての通知
営業税の増値税一本化試行を全面的に推進するうえでの労務派遣サービス、有料道路通行料の控除等の政策を更に明確にすることについての通知..... 4
- 上海市が電子商取引の発展に力を入れ、経済の新たな動力の育成を加速させることについての实施方案(上海)..... 4

二、最新资讯

- 5 月份起, 减轻企业负担的新税费政策将实施..... 5

三、里兆解读

- 简析《反不正当竞争法(修订草案送审稿)》.. 6

四、近期热点话题..... 11

一、最新中国法令

- 关于深化海关特殊监管区域及保税物流中心(B 型)区域通关一体化改革的公告

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2016 年第 29 号
【发布日期】2016-04-27
【实施日期】2016-04-27
【内容提要】根据该公告:

1. 特殊区域和保税物流中心(B 型)企业采用区域通关一体化方式申报进境的货物,可自主选择向主管海关或进境地海关办理申报手续。企业选择向进境地海关申报且需要查验的,应当在进境口岸实施查验。企业在进境口岸完成申报手续后,其货物可自行运输至特殊区域或保税物流中心(B 型),主管海关凭相应的进境备案清单或进口报关单信息办理卡口验放手续。
2. 特殊区域和保税物流中心(B 型)企业采用区域通关一体化方式申报出境的货物,应向主管海关办理申报手续。货物需要查验的,应在出境口岸实施查验。企业可以采用自行运输方式将出境货物运至出境口岸。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info796120.htm>

二、新着情報

- 5 月から、企業の負担を軽減する新たな税制政策が実施される..... 5

三、里兆解説

- 「不正競争防止法(改正草案送审稿)」を考察する..... 6

四、トピックス..... 11

一、最新中国法令

- 税関特別監督管理区域及び保税物流センター(B 型)が区域通関一体化改革を推進することに
ついての公告

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2016 年第 29 号
【発布日】2016-04-27
【実施日】2016-04-27
【概要】本公告によると以下の通りである。

1. 特別区域及び保税物流センター(B 型)の企業が区域通関一体型的方式により入境する貨物を申告する場合、申告手続きを主管税関で行うか、それとも入境地の税関で行うかを独自に選択することができる。企業が入境地の税関での申告を選択し、検査検査を行う必要がある場合、入境地の検問所にて検査検査を実施する。企業は入境の検問所で申告手続きを完成させた後、その貨物を独自に特別区域又は保税物流センター(B 型)に輸送することができ、主管税関は、係る入境届出リスト又は輸入通関書類の情報をもとに検問所通関許可手続きを行う。
2. 特別区域及び保税物流センター(B 型)の企業が出境する貨物の申告を区域通関一体化方式で行う場合、主管税関にて申告手続きを行う。貨物について検査検査を行う必要がある場合、出境検問所にて検査検査を実施する。企業は独自で輸送する方式にて出境貨物を出境検問所に輸送することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info796120.htm>

● 关于修改《道路货物运输及站场管理规定》的决定
关于修改《道路危险货物运输管理规定》的决定

【发布单位】交通运输部
【发布文号】交通运输部令 2016 年第 35 号、36 号
【发布日期】2016-04-25
【实施日期】2016-04-11
【内容提要】此次修改主要是将道路货物运输经营许可、道路危险货物运输经营许可改为后置审批事项。

【法令全文】请点击以下网址查看：

35 号：

<http://zizhan.mot.gov.cn/...>

36 号：

<http://zizhan.mot.gov.cn/...>

● 关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知

【发布单位】中国人民银行

【发布日期】2016-04-29

【实施日期】2016-05-03

【内容提要】根据该通知：

- 为把握与宏观经济热度、整体偿债能力和国际收支状况相适应的跨境融资水平，控制杠杆率和货币错配风险，实现本外币一体化管理，中国人民银行在总结前期区域性、地方性试点的基础上，将全口径跨境融资宏观审慎管理政策推广至全国范围。
- 建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，企业和金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。
- 对企业和金融机构，不实行外债事前审批，企业改为事前签约备案，金融机构改为事后备案，原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入该通知管理。
- 外商投资企业、外资金金融机构可在现行跨境融资管理模式和该通知模式下任选一种模式适用，并向中国人民银行、国家外汇管理局备案。一经选定，原则上不再更改。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3056127/index.html>

● 「道路貨物輸送及びターミナル管理規定」を改正することについての決定
「道路危険貨物輸送管理規定」を改正することについての決定

【発布機関】交通輸送部

【発布番号】交通輸送部令 2016 年第 35 号、36 号

【発布日】2016-04-25

【実施日】2016-04-11

【概要】この度の修正では、主に道路貨物輸送経営許可、道路危険貨物輸送経営許可が後置審査許可事項へと改められた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

35 号：

<http://zizhan.mot.gov.cn/...>

36 号：

<http://zizhan.mot.gov.cn/...>

● 全国範圍でクロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知

【発布機関】中国人民銀行

【発布日】2016-04-29

【実施日】2016-05-03

【概要】本通知によると以下の通りである。

- マクロ経済活発度、全体としての返済能力と国際収支状況とが順応するクロスボーダー融資水準を把握するため、レバレッジ比率と通貨ミスマッチの比率を制御し、人民元と外貨の一体化管理を実現し、中国人民銀行は前期の地域性、地方性の試行実績を整理したうえで、全国範囲でのクロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策を全国範囲に推し進める。
- マクロプルーデンス規則を制定したうえで、ミクロ主体資本又は純資産のクロスボーダー融資拘束メカニズムのもと、企業及び金融機関はいずれも規定に基づき、人民元と外貨のクロスボーダー融資を独自に実施することができる。
- 企業及び金融機関に対しては、外債の事前審査許可を実施せず、企業に対しては事前締結届出に改め、金融機関に対しては事後の届出に改め、従来の管理スキームにおけるクロスボーダー融資期日が到来していない残額部分は、本通知の管理に組み入れる。
- 外商投资企业、外資金金融機関は現在のクロスボーダー管理スキーム及び当該通知のスキームにおいて、いずれか 1 つのスキームの適用を選択し且つ中国人民銀行、国家外貨管理局に届出ることができる。いずれか 1 つを選択した場合、原則として変更はできない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3056127/index.html>

● 关于印发全面推开营改增试点后调整中央与地方增值税收入划分过渡方案的通知

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2016〕26号
【发布日期】2016-04-29
【内容提要】根据该通知，自2016年05月01日起，过渡期暂定2-3年，按照以下方案实施：

- 以2014年为基数核定中央返还和地方上缴基数。
- 所有行业企业缴纳的增值税均纳入中央和地方共享范围。
- 中央分享增值税的50%。
- 地方按税收缴纳地分享增值税的50%。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/...>

● 关于营改增后契税、房产税、土地增值税、个人所得税计税依据问题的通知

关于进一步明确全面推开营改增试点金融业有关政策的通知

关于进一步明确全面推开营改增试点有关劳务派遣服务、收费公路通行费抵扣等政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税〔2016〕43号、46号、47号
【发布日期】2016-04
【实施日期】2016-05-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
43号：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2102680/content.html>
46号：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2111190/content.html>
47号：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2113107/content.html>

● 本市大力发展电子商务加快培育经济新动力实施方案（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布文号】沪府办发〔2016〕10号
【发布日期】2016-04-23
【实施日期】2016-01-01
【内容提要】关于发展电子商务，上海市提出若干重点任务和保障措施。其中包括：

● 營業税の増値税一本化の施行を全国範囲で進めた後に中央と地方の増値税収入割当調整の移行的方案を印刷配布することについての通知

【発布機関】国务院
【発布番号】国発〔2016〕26号
【発布日】2016-04-29
【概要】本通知によると、2016年5月1日から、移行期間は暫定2-3年とし、以下の方案に基づき実施する。

- 2014年をベースに、中央の返還及び地方の上納基数を査定する。
- すべての業種の企業が納付する増値税は、いずれも中央及び地方とが分かち合う範囲に組み入れる。
- 中央は、増値税の50%を享受する。
- 地方は、租税納税地にて増値税の50%を享受する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/...>

● 營業税の増値税一本化後の不動産取得税、不動産税、土地増値税、個人所得税の税金計算根拠に関する通知

營業税の増値税一本化試行を全面的に推進するうえでの金融業の係る政策を更に明確にすることについての通知

營業税の増値税一本化試行を全面的に推進するうえでの劳务派遣サービス、有料道路通行料の控除等の政策を更に明確にすることについての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
【発布番号】財税〔2016〕43号、46号、47号
【発布日】2016-04
【実施日】2016-05-01
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
43号：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2102680/content.html>
46号：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2111190/content.html>
47号：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2113107/content.html>

● 上海市が電子商取引の発展に力を入れ、経済の新たな動力の育成を加速させることについての实施方案（上海）

【発布機関】上海市人民政府办公厅
【発布番号】滬府弁発〔2016〕10号
【発布日】2016-04-23
【実施日】2016-01-01
【概要】電子商取引の発展について、上海市は幾つかの重点任务と保障措置を提起している。その中に含まれるものは下表の通りである。

降低准入门槛
- 全面清理电子商务领域现有前置审批事项，鼓励境内外大型电子商务企业在上海设立地区总部、功能性总部机构。 - 进一步简化注册资本登记，深入推进电子商务领域由“先证后照”改为“先照后证”改革。 - 探索在电子商务领域开展企业电子执照试点和简易注销登记管理试点。 - 探索在全市推行基于“负面清单”的行业准入和管理制度。
合理降税减负
- 鼓励电子商务企业申请认定高新技术企业，依法享受高新技术企业相关优惠政策。 - 加大各类产业专项资金对电子商务的支持力度，研究设立本市电子商务发展专项资金。

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.china-shftz.gov.cn/...](http://www.china-shftz.gov.cn/)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 5月份起，减轻企业负担的新税费政策将实施

2016年05月起，一系列税费等政策实施，将减轻企业负担。简要介绍如下：

全面实施营改增
四个新增行业（金融业、建筑业、生活服务业、房地产业）的税负将减轻。
21个省份基本养老保险单位缴费比例降低（期限暂为2年）
- 企业职工基本养老保险单位缴费比例超过20%的省（区、市），将单位缴费比例降至20%；单位缴费比例为20%且2015年底企业职工基本养老保险基金累计结余可支付月数高于9个月的省（区、市），可以阶段性将单位缴费比例降低至19%。 - 目前有21个省份符合降低费率的条件。 ➢ 由21%降至20%：上海 ➢ 由20%降至19%：北京、江苏、天津、

参入許可のハードルを引き下げる
- 電子商取引分野における現在ある前置審査許可事項を全面的に見直し、国内外の大型電子商取引企業が上海に地域本部、機能性本部機構を設立することを奨励する。 - 登録資本登記を更に簡素化し、電子商取引分野の「先に許可証を取得してから営業許可証を取得する」方式を「先に営業許可証を取得してから許可証を取得する」改革を広く推進する。 - 電子商取引分野において企業の電子営業許可証の試行及び簡易抹消登記管理の試行を模索する。 - 全市において「ネガティブリスト」に基づく業種参入許可及び管理制度の推進を模索する。
税負担を合理的に軽減する
- 電子商取引企業がハイテク企業の認定を申請し、法に依拠してハイテク企業に係る優遇政策を受けることを奨励する。 - 各種産業の個別資金の電子商取引に対する支援を強化し、上海市に電子商取引発展個別資金を設置することを検討する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://www.china-shftz.gov.cn/...](http://www.china-shftz.gov.cn/)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 5月から、企業の負担を軽減する新たな税制政策が実施される

2016年5月から、一連の税制政策の実施に伴い、企業の負担が軽減される。下表に簡潔に紹介する。

営業税の増値税一本化を全面的に実施する
4つの新たな業種（金融業、建築業、生活サービス業、不動産業）の税負担が軽減される。
21の省の基本養老保険の法人納付比率が引き下げられる（期間は暫定2年）
- 企業の従業員基本養老保険の法人納付比率が20%を超えている省（区、市）は、法人納付比率を20%にまで引き下げる。法人納付比率が20%であり、且つ2015年年末の企業従業員基本養老保険基金の累積残高が支払可能月数を9ヶ月超上回る省（区、市）は、法人納付比率を段階的に19%にまで引き下げることができる。 - 現在は、21の省が料率引き下げの条件を満たしている。 ➢ 21%から20%に引き下げ：上海 ➢ 20%から19%に引き下げ：北京、江蘇、天

山西、内蒙古、安徽、江西、河南、湖北、湖南、广西、海南、重庆、四川、云南、贵州、西藏、新疆、甘肃、宁夏
失业保险总费率降低（期限暂为 2 年）
失业保险总费率由现行的 2% 降至 1%-1.5%，其中个人费率不超过 0.5%。
公积金缴存比例不得超过 12%
- 住房公积金缴存比例高于 12% 的，一律予以规范调整，不得超过 12%。 - 各省级政府可阶段性适当降低住房公积金缴存比例政策，从 2016 年 05 月 01 日起实施，暂按 2 年执行。

（里兆律师事务所 2016 年 04 月 29 日编写）

津、山西、内蒙古、安徽、江西、河南、湖北、湖南、广西、海南、重庆、四川、云南、贵州、西藏、新疆、甘肃、宁夏
失業保険全体の料率が引き下げられる（期間は暫定 2 年）
失業保険全体の料率が現行の 2% から 1%-1.5% に引き下げられ、そのうち個人の料率は 0.5% を超えないこと。
公共積立金の納付比率は 12% を超えてはならない
- 住宅公共積立金の納付比率が 12% を上回る場合、一律に規範化して調整し、12% を超えてはならない。 - 各省级政府が住宅公共積立金の納付比率を段階的に適度に引き下げる政策は、2016 年 5 月 1 日から実施し、暫定 2 年間の実施とする。

（里兆法律事務所が 2016 年 4 月 29 日付で作成）

三、里兆解读

● 简析《反不正当竞争法（修订草案送审稿）》

近期，中国国务院法制办公室公布了《反不正当竞争法（修订草案送审稿）》（以下简称“反法送审稿”），向社会公开征求意见。若该反法送审稿最终生效施行，将改变现行《反不正当竞争法》（以下简称“现行反法”）的诸多不足。本文拟对反法送审稿作初步评析，简要介绍修改缘由、要点以及对防范经营者合规风险进行重要提示等。

一、修订缘由

现行反法自 1993 年颁布、施行，已历经 20 多年，期间，中国经济格局发生了极为深刻的变化，现行反法显现出较为严重的滞后性，存在法律内容狭窄陈旧、条款缺失、执法标准不统一、处罚力度过弱等问题。同时，随着《反垄断法》出台及《商标法》、《广告法》的修订，有关法律条文存在交叉、竞合的问题。在此背景下，修订现行反法势在必行。

二、修订要点

反法送审稿的修订涉及现行反法 33 条中的 30 条，其中，删除 7 条、新增 9 条，共 35 条，修订要点如下：

三、里兆解説

● 「不正競争防止法（改正草案送审稿）」を考察する

先頃、中国国务院法制事務室は、「不正競争防止法（改正草案送审稿）」（以下、「不正競争防止法（送审稿）」という）を公布し、社会に向けてパブリックコメントを募集した。本不正競争防止法（送审稿）が最終的に発効し施行されれば、現行の「不正競争防止法」が抱えていた数多くの問題点が改善されることになる。本稿では不正競争防止法（送审稿）を考察し、改正が行われた経緯、ポイント及び事業者がコンプライアンスリスクを回避するうえでの要点などについて簡潔に紹介する。

一、改正の経緯

現行の不正競争防止法が 1993 年に公布、施行されてから 20 年余り経過したが、その間、中国の経済構造に極めて大きな変化が生じたことで、現行の不正競争防止法では、時代の流れに即さなくなっており、法律の内容が古いままで必要条項が足らず、法執行の基準も統一されておらず、罰則の程度があまりにも軽すぎるなどの問題が顕在化していた。同時に「独占禁止法」の公布や「商標法」、「広告法」の改正に伴い、他の法律条文との間で内容が重複し合うといった問題が存在していた。このような背景の下、現行の不正競争防止法をどうしても改正する必要があった。

二、改正のポイント

不正競争防止法（送审稿）の改正は、現行の不正競争防止法 33 条のうち 30 条に対して行われたが、このうち、7 つの条文が削除され、9 つの条文が新たに追加され、結果として、不正競争防止法（送审稿）は計 35 条での構成となった。

- 1) **协调其他法律中的已有规定：**如，反法送审稿删除了《反垄断法》已经规范的4种限制竞争行为，即，“公用企业滥用独占地位、政府及其所属部门滥用行政权力排除限制竞争、掠夺性定价、搭售”；删除了应由《商标法》规范的“假冒注册商标”行为；删除了应由《广告法》规范的“广告经营者不得代理、设计、制作、发布虚假广告”行为等。
- 2) **进一步明确“不正当竞争行为”和“经营者”的定义：**反法送审稿规范的不正当竞争行为不再限于“损害其他经营者合法权益”的行为，将“损害消费者合法权益”的行为同样视为不正当竞争行为，这意味着合法权益受到侵害的消费者也可以作为适格的当事人依据反法起诉或者投诉从事或参与不正当竞争行为的经营者，追究其法律责任；同时，反法送审稿将经营者的定义调整为与《反垄断法》的规定基本一致，在行为方式上在“从事”之外又增加了“参与”商品生产、经营或提供服务，扩大了调整范围。
- 3) **统一反不正当竞争执法体系：**现行反法第3条规定，法律、行政法规规定由其他部门监督检查的，依照其规定。按此规定操作，导致相关部门对不同行业涉嫌不正当竞争行为的认定标准、处罚尺度存在不尽相同等问题。反法送审稿则明确由工商行政管理部门行使对不正当竞争行为的一般管辖权（即，工商行政管理部门享有统一的管辖权），同时规定相关部门可以依照法律、行政法规的规定进行监督检查。
- 4) **细化若干典型不正当竞争行为的规定：**反法送审稿对“市场混淆行为，商业贿赂，引人误解的宣传，侵犯商业秘密，有奖促销行为和损害商誉”等六种行为进行了相对细化的规定，使得相关条款更具周延性以及操作上的指引性。
- 5) **增加两种不正当竞争行为：**一是，不具有市场支配地位但在交易中具有相对优势地位经营者的不公平交易行为；二是，利用软件等技术手段在互联网领域干扰、限制、影响其他经营者及用户的行为。同时，鉴于反法具有保护市场竞争的基础性作用，增加了“兜底条款”，以此规范未来可能出现但目前未在反法中明确列举的新型不正当竞争行为。
- 1) **他の法律にすでに存在する規定を調整した。**例えば、不正競争防止法（送審稿）では、「独占禁止法」で規範化されている4つの競争制限行為、即ち、「公共事業企業による独占的地位の濫用、政府及びその所属部門が行政権力を濫用し競争を排除・制限すること、略奪的価格の設定、抱き合わせ販売」を削除しており、「商標法」で規範化すべき「登録商標の詐称」行為を削除し、そして、「広告法」で規範化すべき「広告事業者による虚偽広告の代理、設計、製作、配信」行為なども削除している。
- 2) **「不正競争行為」及び「事業者」の定義をさらに明確にした。**不正競争防止法（送審稿）で規範化する不正競争行為は、「その他の事業者の適法な権益を毀損する」行為だけに限定されず、「消費者の適法な権益を毀損する」行為も同様に不正競争行為として見なすことから、適法な権益が侵害された消費者も適格な当事者となって、不正競争防止法に基づき、不正競争行為に従事し若しくは参与した事業者を相手に提訴し又は苦情を申し立て、法的責任を追及できることになる。また、不正競争防止法（送審稿）では事業者の定義が「独占禁止法」における定義とほぼ同じ内容へと調整され、不正競争行為の行為態様については、現行規定における商品の生産、経営又はサービス提供への「従事」だけでなく、「参与」も追加されたことで、適用範囲が拡大されている。
- 3) **不正競争防止法の執行体制を統一した。**現行の不正競争防止法の第3条では、法律、行政法規上、他の部門が監督検査を行うとの規定がある場合、その規定に従うよう定められている。この規定に従い実施した場合、各業種間で発生した不正競争の疑いがある行為に対する認定基準、処罰の尺度が各関係部門によって異なる場合があった。そのため、不正競争防止法（送審稿）では、工商行政管理部门が不正競争行為に対する一般管轄権を行使する（即ち、工商行政管理部门が統一管轄権を有する）ことが明確にされ、同時に、関係部門は法律、行政法規の規定に依拠して監督検査を行うことができると定めている。
- 4) **幾つかの典型的な不正競争行為の規定を詳細化した。**不正競争防止法（送審稿）では、「市場混同行為、商業賄賂、誤認を招く宣伝、商業秘密の侵害、懸賞付き販促行為、営業上の信用の毀損」という6つの行為について詳細化した規定を設けることで、係る条項の適用範囲のアウトラインが明確になり、実務上の指針を示すものとなっている。
- 5) **2つの不正競争行為を追加した。**1つは、市場支配的地位を有さないものの、取引において相対的に優位な地位を有する事業者による不公平な取引行為、もう1つは、ソフトウェアなどの技術手段を利用してインターネット分野において他の事業者及びユーザーを妨害し、制限し、影響を与える行為であり、この2つの行為が不正競争行為として追加された。また、同時に不正競争防止法は、市場競争を保護するうえで基本的な役割を担うことから、「雑則的条項」を追加し、将来発生する可能性がある

けれども、現行の不正競争防止法では明確に列挙されていない新しいタイプの不正競争行為までも規範化する形になっている。

- 6) **強化行政执法手段和法律责任：**反法送审稿新增的行政执法手段包括允许行政执法部门进入与被调查行为有关的营业场所或者其他场所进行检查；对涉嫌不正当竞争行为的财物实施查封、扣押；对有证据证明转移或者隐匿违法资金的申请司法机关予以冻结等。另外，反法送审稿对所有不正当竞争行为均规定了相应的行政法律责任，同时提高了罚款的最高数额（可达人民币 300 万元）。

- 6) **行政法執行手段及び法的責任を強化した。**不正競争防止法（送審稿）では、行政法執行手段として、行政法執行部門が調査対象行為と関係のある営業場所若しくは他の場所に立ち入り検査すること、不正競争の疑いがある行為の財物に対する封印及び差押え、違法資金を移転し若しくは隠匿したことを示す証拠がある場合、司法機関に差押えを申請することなどが新たに認められている。このほか、不正競争防止法（送審稿）では、全ての不正競争行為に対して、行政上の法的責任を規定し、同時に過料の最高金額（最高金額 300 万元）を引き上げている。

三、重点关注“商业贿赂”行为的界定

反法送审稿目前明确列举并禁止的不正当竞争行为共计 8 类，其中，最受关注的应属对“商业贿赂”的界定。实务操作中，商业贿赂也是各类经营者在日常经营活动中最容易碰触、也最难以把握、难以防范的违法行为。

反法送审稿第七条规定：

经营者不得实施下列商业贿赂行为：

- （一）在公共服务中或者依靠公共服务谋取本单位、部门或个人经济利益；
 - （二）经营者之间未在合同及会计凭证中如实记载而给付经济利益；
 - （三）给付或者承诺给付对交易有影响的第三方以经济利益，损害其他经营者或消费者合法权益。
- 商业贿赂是指经营者向交易对方或者可能影响交易的第三方，给付或者承诺给付经济利益，诱使其为经营者谋取交易机会或者竞争优势。给付或者承诺给付经济利益的，是商业行贿；收受或者同意收受经济利益的，是商业受贿。

员工利用商业贿赂为经营者争取交易机会或竞争优势的，应当认定为经营者的行为。有证据证明员工违背经营者利益收受贿赂的，不视为经营者的行为。

与现行反法相比，反法送审稿的上述规定采取“列举+定义”的方式进一步明确了商业贿赂行为的内涵和外延，理论上，该修订对经营者防范商业贿赂风险以及采取恰当的反商业贿赂措施将更加具有指导和警示作用。律师从以下几方面对本次修订内容予以关注：

三、「商業賄賂」行為の画定に重点的に注意を払う

不正競争防止法（送審稿）で現在、明確に列挙し禁止されている不正競争行為は合計で 8 種類ある。このうち、最も注目されているのは、「商業賄賂」の画定であると思われる。実務において、商業賄賂は各事業者が日常経営において最も犯しやすい違法行為でありながらも、その認識と回避が難しい違法行為でもある。

不正競争防止法（送審稿）の第七条では、次のように定められている。

事業者は以下に列挙する商業賄賂行為を行ってはならない。

- （一）公共サービスにおいて、又は公共サービスに頼って当該組織、部門又は個人の経済的利益を図ること。
 - （二）事業者間において契約及び会計証憑上でありのままに記載せずに、経済的利益を供与すること。
 - （三）取引に影響を及ぼす第三者に対して、経済的利益を供与し又は供与を約束し、その他の事業者又は消費者の適法な權益を毀損すること。
- 商業賄賂とは、事業者が取引相手又は取引に影響を及ぼす可能性のある第三者に対して、経済的利益を供与し、又は供与を約束し、事業者のために取引機会又は競争上の優位性を獲得するように仕向けることを言う。経済的利益を供与し又は供与を約束した場合には商業賄賂となり、経済的利益を收受した又は收受に同意した場合には商業賄賂となる。
- 従業員が商業賄賂を利用し事業者のために取引機会又は競争上の優位性の獲得を図った場合には、事業者の行為であると認定しなければならない。従業員が事業者の利益に違背して賄賂を收受したことを証明する証拠がある場合には、事業者の行為とはみなさない。

現行の不正競争防止法と比べると、不正競争防止法（送審稿）では、「列举+定義」の形で商業賄賂行為の特徴的概念と該当事例をさらに明確にしておき、理論的には、当該改正内容は、事業者が商業賄賂リスクを回避し、商業賄賂防止措置を適切に講じるうえで、これまで以上に指導及び注意喚起の意味合いの強いものになっている。以下、いくつかの方面から今回の改正内容について考察する。

1) 贿赂对象从“交易对方”扩展至“交易对方或者对交易有影响的第三方”

与现行反法相比，反法送审稿将贿赂对象从“交易对象”扩展至“交易对方或者交易有影响的第三方”。因此，实务操作中，如果经营者给付或承诺给付第三方经济利益，且该第三方能够对交易价格、交易条件等实质性内容产生影响的，将可能被认定构成商业贿赂。

反法送审稿目前未对何为“第三方”作出明确定义。因此，实务操作中，行政执法检查机构可能具有较大的自由裁量权。律师认为，采用文义和目的解释的方法，该等第三方可能包括招标代理机构，评估机构或评级机构，审计机构，交易平台类网站，交易对方的关联公司、代理商、经销商，交易对方决策者的近亲属等在内的各类主体。只要该等第三方可能对交易价格、质量、数量等方面产生实质性影响，经营者向该等第三方给付或承诺给付经济利益就有可能被认定为商业行贿。

律师认为，在反法送审稿的后期审查过程中，立法机关可能会进一步明确“第三方”的内涵和外延。在反法送审稿审批通过、生效施行之后，随着执法实践的丰富，“第三方”的判断标准也可能会进一步加以明确。在反法送审稿征求意见期间，律师已经通过相关渠道向立法机关反映了意见，提请立法机关在后续审查反法送审稿的过程中注意对“第三方”的定义予以明确。

2) 员工实施的商业贿赂原则上会被视为经营者行为，经营者需要为员工的行为承担法律责任

根据反法送审稿第七条第三款的规定，员工实施的商业贿赂原则上会被认定为经营者自身的行为，经营者须为之负责并承担相应的法律后果。若经营者希望豁免责任，撇清员工行为与经营者之间的关联，则需承担相应的举证责任，证明员工的行为“违背经营者的利益”。

但是，实务操作中，经营者要对员工实施的商业贿赂的行为提出相反证据、以证明该行为“违背经营者的利益”是较为困难的。根据以往的实务经验，律师建议经营者应当制订、完善内部合规制度，包括要求员工及时保存交易记录、交易过程中定期汇报以及严格财务审批等。根据前述制度形成的相关证据，将有助于经营者降低因员工个人行为面临的合规风险，强化豁免责任、抗辩的理由等。

1) 贿赂的对象为「取引相手」から「取引相手又は取引に影響を及ぼす第三者」へと拡大された

現行の不正競争防止法と比べて、不正競争防止法（送审稿）では、贿赂の対象を「取引相手」から「取引相手又は取引に影響を及ぼす第三者」へと拡大している。従って、実務において事業者が第三者に対して、経済的利益を供与し又は供与することを約束し、かつ当該第三者が取引価格、取引条件などの実質的内容に影響を及ぼすことができる場合、商業贿赂と認定される可能性がある。

不正競争防止法（送审稿）では、「第三者」について明確に定義されていないため、実務上、行政法執行検査機関にやや大きな自由裁量権が与えられる可能性があるが、本法の文脈及び立法の目的から解釈するならば、当該第三者には代理入札機関、評価機関、又は格付け機関、監査機関、取引の場となるウェブサイト、取引相手の関連会社、代理店、取次販売店、取引相手の政策決定者の近親者などを含む主体が含まれると考えられる。当該第三者が取引価格、品質、数量などの方面で実質的影響を及ぼす可能性があり、事業者が当該「第三者」に対して、経済的利益を供与し又は供与を約束した場合、商業贈賄と認定される可能性がある。

不正競争防止法（送审稿）の後期における審査過程において、立法機関は「第三者」の特徴的概念と該当事例をさらに明確にしていこうと思われる。不正競争防止法（送审稿）が可決され、発効し施行された後、法執行の実践経験を豊富に積むにつれて、「第三者」の判断基準もさらに明確にされることが期待される。不正競争防止法（送审稿）の意見募集期間中、筆者も関係ルートを通じて意見を提出し、不正競争防止法（送审稿）の後期における審査過程で「第三者」の定義が明確にされるよう立法機関に要請している。

2) 従業員による商業贿赂は、原則として事業者の行為とみなされ、事業者は従業員の行為に対し法的責任を負う必要がある

不正競争防止法（送审稿）の第七条第三項の規定によると、従業員による商業贿赂は、原則として事業者自身の行為であると認定され、事業者はその行為によってもたらされる法的責任を引き受けなければならない。事業者の責任を免除し、従業員の行為が企業と無関係であることを明確にするには、従業員の行為は「事業者の利益に背く」ものであることを事業者が立証する必要がある。

しかし、実務では、事業者が従業員による贈収賄行為について反対事実の証明を提出し、当該行為が「事業者の利益に背くものである」ことを証明することはやや困難である。これまでの実務経験から言えば、事業者は社内のコンプライアンス制度を制定、整備し、日頃から従業員に対して、取引の記録を残し、取引過程で定期的な報告を求め、財務上の承認手続きを厳格に行うなどして対処できるようにしておくことが望ましい。前述の制度に基づき形成された係る証拠は、従業員個人の行為により引き起こされるコンプライアンスリスクの軽減、免責強化、抗弁理由の強化などに有益である。

在反法送审稿征求意见期间，律师已通过相关渠道向立法机关反映，建议将“违背经营者利益”改为“**违背经营者意志**或违背经营者利益”。若此意见最终被采纳，则一旦发生员工实施商业贿赂的情形，经营者可以通过举证（如内部建立了合规制度等），证明经营者主观上并不知晓、也没有授意员工实施商业贿赂行为，而是一贯反对或禁止商业贿赂行为，因此员工实施的商业贿赂行为违背了经营者意志，经营者可以因此免责。

3) 未被明确列举但具有“不正当”属性的行为仍可能认定为商业贿赂

反法送审稿第七条未明确第一款列举的三类具体行为与第二款概括的法律定义之间的关系。概括定义究竟是对三类具体行为的兜底（以规范其他可能的违法行为），还是针对三类具体行为违法特征和违法性质的归纳解释（除列举的三类具体行为外，其他行为均不属于商业贿赂行为），亦或是二者兼而有之，目前并不明确。

对此，律师认为，结合反法送审稿的修订缘由、背景等，上述概括定义应该兼具归纳解释已明确列举的三类具体行为和兜底功能。但是，被兜底的行为只有具有“不正当”属性才可以被认定构成商业贿赂。

在反法送审稿征求意见期间，律师已通过相关渠道向立法机关反映，希望将反法送审稿第七条第二款的“概括定义”修改为“商业贿赂是指经营者向交易对方或者可能影响交易的第三方，**不正当**地给付或者承诺给付经济利益，诱使其为经营者谋取交易机会或者竞争优势。**不正当**地给付或者承诺给付经济利益的，是商业行贿；**不正当**地收受或者同意收受经济利益的，是商业受贿。”若此意见最终被采纳，则一方面，商业贿赂的“不正当”属性将得以明确；另一方面，可以避免行政执法检查机构对目前的概括定义做任意的扩大解释，将经营者之间一些正当的经济利益给付行为（例如，给予交易对方且如实入账的明折明扣、给予交易中间人且如实入账的佣金等）认定为商业贿赂。

不正競争防止法（送审稿）の意見募集期間中、筆者は関係ルートを通じて、立法機関に意見を提出し、「事業者の利益に背く」を「**事業者の意志に反し**又は事業者の利益に背く」へと変更するよう立法機関に提案している。本意見が最終的に採用されれば、従業員が商業賄賂を行ったという状況が発覚した場合でも、事業者は（例えば、社内コンプライアンス制度を制定していることなどを）立証を通じて、従業員が商業賄賂を行ったことを事業者は主観的に知らなかったこと、従業員に商業賄賂を示唆していないこと、事業者は一貫して商業賄賂行為に反対し当該行為を禁止しており、従業員が行った商業賄賂は事業者の意志に反するものあることを証明できれば、事業者の責任が免除されることになる。

3) 明確に列挙されていないが「不正」の性質を有する行為も商業賄賂に認定される可能性がある

不正競争防止法（送审稿）の第七条では、第一項で具体的に列挙している3つの具体的行為と第二項で概念化されている法的定義との関係を明確にしていない。この概念化された定義は、はたして第一項で列挙している3つの具体的行為の雑則的なものであるのか（生じ得る他の違法行為についても規範化するため）、それとも3つの具体的行為がもつ違法性の特徴と性質に着眼して規則性を説明したものなのか、それとも両者の意味合いを兼ね備えたものなのかについて、現時点では明確にされていない。

この点については、筆者の認識によれば、不正競争防止法（送审稿）の改正の経緯、背景などを踏まえると、上述した第七条第二項の概念化された定義は、第一項で明確に列挙されている3つの具体的行為の規則性の説明でもあり、また雑則的な役割も有すると考えられる。しかし、この雑則として括られる行為は、「不正」の性質を有したときにはじめて、商業賄賂と認定することができるものである。

不正競争防止法（送审稿）の意見募集期間中、筆者は関係ルートを通じて、立法機関に意見を提出し、不正競争防止法（送审稿）の第七条第二項の「概念化された定義」を次のように改めるよう提案している。つまり、「商業賄賂とは、事業者が取引相手又は取引に影響を及ぼす可能性のある第三者に対して、経済的利益を**不正**に供与し、又は**不正**供与を約束し、事業者のために取引機会又は競争上の優位性を獲得するように仕向けることを言う。経済的利益を**不正**に供与し又は**不正**供与を約束した場合には商業贈賄となり、経済的利益を**不正**に收受した又は**不正**に收受することに同意した場合には商業収賄となる。」本意見が最終的に採用されれば、商業賄賂の「不正」という性質を明確にできる一方で、行政法執行検査機関が現時点における概念化された定義を任意に拡大解釈し、事業者間で行われる正当な経済的利益の供与行為（例えば、明示的方式で取引相手に割引を行い、取引の実態に即して記帳している場合、取引の仲介人に明示的方式でコミッションを供与し、取引の実態に即して記帳している場合など）までもが商業賄賂に認定されてしまうことを防ぐことができる。

反法的修订已经列入中国十二届人大常委会（任期 2013 年 03 月至 2018 年 03 月）的立法计划之中，属于“需要抓紧工作、条件成熟时提请审议的法律草案”。按照中国法律的立法流程，国务院法制办完成反法送审稿的征求意见之后，将提交国务院审议，再由国务院报全国人大常委会表决通过。目前来看，立法进展相对较为顺利。后续，我们也会持续关注。

（里兆律师事务所 2016 年 04 月 29 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [高尔夫球场会员权案件](#)
- [债权回收案件](#)
- [撤退及撤退过程中的劳动纠纷](#)

不正競争防止法の改正は中国の第十二期人民代表大会常務委員会（任期は 2013 年 3 月から 2018 年 3 月まで）の立法計画に組み入れられており、「作業を急ぎ、条件が整い次第、審議にかけられる法律草案」に該当する。中国法律の立法手続きによれば、国务院法制事務室による不正競争防止法（送審稿）の意見募集が完了した後、国务院の審議にかけられ、国务院が全国人民代表大会常務委員会に提出し、全国人民代表大会常務委員会で審議されることになる。現状を見る限り、立法手続きは比較的順調に進められている。筆者は引き続き本件動向に注意を払いたい。

（里兆法律事務所が 2016 年 4 月 29 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [ゴルフ場会員権案件](#)
- [債権回収案件](#)
- [撤退、及び撤退過程における労働紛争](#)